

特別記事

川上洋平君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

川上洋平君より提出された学位請求論文「ジョゼフ・ド・メーストルの思想世界における政治と摂理——革命・戦争・主権に対するメタポリティックの実践の軌跡」の構成は、以下の通りである。

序論

第一節 問題の所在

- (1) 研究の意義——政治思想史における位置
- (2) 研究の独自性——メーストル研究における位置
- (3) 研究方法
- (4) 構成

第二節 前史——『省察』の成立まで

第一部 革命と戦争に対するメタポリティック——『省察』と『夜話』を中心に

第一章 ジョゼフ・ド・メーストルの摂理概念——神義論をめぐる啓蒙と反啓蒙

第一節 神義論と政治——最善説とその批判

- (1) 最善説の定礎——ライプニッツとポープ
- (2) 最善説の刷新——ヴォルテールとルソー

第二節 メーストルにおける神義論と政治

- (1) メーストルにおける道徳的秩序
- (2) ルソーとメーストルの類似点——自由意志による悪
- (3) 慰めと政治

付論 摂理をめぐるメーストルとトクヴィル

第二章 反革命論——総裁政府期のコンスタン批判にみる政治的なものの諸相

第一節 総裁政府期における共和政擁護論——コンスタンとルゼ＝マルネジア

- (1) テルミドールから総裁政府にいたる政治状況
- (2) コンスタンの共和政擁護論における原理と恣意

第二節 反革命と摂理——メーストルの「メタポリティック」

- (1) 神義論と政治
- (2) 摂理としての反革命

第三章 戦争と犠牲——啓蒙的戦争観への批判として

第一節 啓蒙の戦争観への批判

- (1) 啓蒙的戦争観——ルソー、カント、コンスタン
- (2) 『省察』における戦争論
- (3) 『夜話』における戦争論

第二節 戦争論における政治と宗教

- (1) 罪の三次元
- (2) 摂理的視座における罪と罰
- (3) 代理性と連帯

第Ⅱ部 主権論の展開——『人民主権論』から『教皇論』へ

第四章 主権と君主政——『人民主権論』における神、

専制、時間

第一節 伝統的主権論の枠組み

- (1) ボダン
- (2) ルソー

第二節 メーストルの主権論

- (1) 神授権論
- (2) 主権論における人間と神
- (3) 君主政と民主政——時間性の次元において

第五章 「正統な篡奪」——『政治的国制論』における

連続と断絶

第一節 『政治的国制論』の背景と主張

- (1) 執筆と出版の背景

- (2) 国制論における啓蒙批判

第二節 バークとメーストルの国制論——篡奪をめ
ぐつて

- (1) バークにおける古来の国制と名誉革命
- (2) メーストルの国制論における「正統な篡奪」
- (3) メタポリティックの揺らぎ

第六章 摂理から教皇へ——『教皇論』における抵抗と

叛逆

第一節 革命期の主権論

- (1) ロックの抵抗論

- (2) メーストルの抵抗論

第二節 摂理から教皇へ

- (1) 摂理としての抵抗
- (2) 教皇における人間と神

結論

参考文献

二 内容の紹介

本論文は、一八世紀末から一九世紀前半にかけて活躍したカトリック思想家ジョゼフ・ド・メーストルの政治思想の体系的な研究である。サヴォア出身で、政治家・外交官としてサルディニア王室に仕えたこともある彼は、フラン

ス革命への徹底的敵対から出発して摂理を前面に出した特異な神学的政治論を展開した。本論文で中心的に扱われるメーストルの著作は『フランスについての省察』と『サンクト・ペテルブルク夜話』（以下『省察』と『夜話』と略記される二著作は第Ⅰ部において）、そして『人民主権論』と『教皇論』（これら二著作は第Ⅱ部において）である。第Ⅱ部では主権論を中心に論じるなかで、メーストルの思想（とりわけ君主政の位置づけをめぐる考え）の変遷過程にも論及がなされる。

序論の前半では、まず本論文のメーストル研究史ならびに西欧政治思想史における位置づけと独自性が示され、さらに川上君が用いた研究方法についての説明がなされる。序論の後半では、メーストルの伝記的記述も含みつつ、『省察』の成立までの前史について述べられる。

序論においてとりわけ注目すべきは、川上君が自らの研究の意義をどのように理解し、またその自己規定が実際どの程度の妥当性を有しているかであろう。そもそも従来の研究において、メーストルは同時代の反革命論や正統王党主義に影響を与え、一般にカトリック伝統主義の定礎者の一人とされるが、その後の政治思想の展開を大きく動かしたわけではない。シャルル・モーラスのアクション・フラ

ンシーズの運動に刺激を与えたのは事実だが、フランスのカトリック右翼思想全体のなかに然るべき位置を与えられてはいない。日本ではカール・シュミットが『政治神学』のなかで大きくとり上げ、自由主義批判の文脈において「決断主義」の代表的思想家としてホッブズとならぶ評価を下したことが知られているくらいであろう。しかし、川上君も指摘しているように、近年、啓蒙的合理主義に対する根源的批判の思想的起源の一つとしてメーストルを重要視する動きが拡がり、特にアイザイア・バーリンの論文「ジョゼフ・ド・メーストルとファシズムの起源」以来、従来ほとんど研究蓄積のなかった英語圏においても本格的な研究が相次いでいる。フランス語圏においては、主要著作についての文献批判や校訂、注釈が着実に進む一方、アントワヌ・コンパニオンやゼーフ・ステルネルの研究が示すように、やはり、反近代、反啓蒙の思想の源流に位置づける関心が著しい。

本論文は、近年のこうした研究動向に目配りしつつも、現代的関心を抑制してメーストルの著作それ自体の内在的理解を目指し、フランス革命とその帰結をめぐる時代のさまざまな思想潮流、政治的態度との比較対照を通じて、彼の著作と行動の意味を読み解こうとするものである。その

際、川上君が読解の糸口とするのはメーストルの全著作を貫く鍵概念である「摂理」と「神義論」、そしてそれらと政治との関係性を総合的かつ行為遂行的に捉えようとする「メタポリティック」(métapolitique) という理論枠組みである。キリスト教世界においてこの上なく伝統的な「摂理」や「神義論」といった諸範疇が、メーストルによってどのように継承され、また「メタポリティック」という理論枠組みのなかで意味転換させられ政治と関連づけられたか、この点をライブニッツ以来の先行理論と比較し、同時に革命と反革命と戦争に揺れる同時代の政治状況に照らして説明するのが第Ⅰ部の内容である。第Ⅱ部は端的に政治の範疇である主権論をルソーの人民主権論への批判として論じ、国家主権の絶対性との関連で教皇の無謬性を要請する最後の著作『教皇論』に及んでいる。但し、その過程においてメーストルの考えの変化に注目し、従来の一般的解釈とは対照的に、『教皇論』のメーストルの政治思想全体における位置づけを周縁的なものと捉えなおす。そうすることにより川上君の解釈の独自性、そしてメーストルのメタポリティックを重視する立場は、一層強化され際立つことになった。

さて、以上のような研究が、メーストルの政治思想の今

日的有意性を直接的に主張するものでないことは言を待たない。前述のように、現代的関心を抑制しつつ、メーストル自身が意図したと思われる思想世界とその政治的含意を可能な限り正確に描くことが本論文の基本的アプローチだからである。しかし、だからといって本論文は現代の政治にとってまったく関係のない問題を論じているわけではない。それどころか、およそ現代では適用困難な、そして適用すべきではないような思想の歴史のかつ理論的インプリケーションに注目することによって、逆説的にも近現代の思想状況と特徴が浮き彫りになり、さらには「政治的なもの」そして人間の自由と自律の可能性と限界に関する根源的問いが投げかけられている。これが本論文に通底する川上君の問題意識であるといえよう。

第一章ではメーストルの摂理概念がいかなる意図のもとに展開され、それがメーストル自身の思想世界においてどのような意味を担い、さらにはより一般的な思想史的文脈のなかでいかなる位置にあるのかを明らかにしようとする。メーストルにとって摂理は第一義的に神義論と結びつき、したがって神の正しさと悪の存在との緊張関係をどのよう捉えるかという問いと結びついている。しかもそれが政

治的問いとなつていくところに特徴が求められる。その内実と特異性を示すにあたって、文脈をなすのがライプニッツおよびポープの神義論ないし「最善説」(optimisme)、そしてそれらに対するヴォルテールとルソーの批判である。もちろん、ヴォルテールとルソーの立場は同一のものではなく、前者が最善説の否定、後者がその刷新を試みる点で対照的ではあるが、にもかかわらず最善の秩序が将来的に実現可能との想定において両者は共通しており、だからこそ川上君は両者の立場をフランス啓蒙主義というカテゴリーでくくっている。

さて、メーストルの神義論は当然ながらこうした啓蒙主義的立場と対立するものである。だが、それは単なるライプニッツおよびポープの最善説への回帰を意味するわけではなく、そこにはルソー的視点の継承がみられると川上君は説明する。つまり、一方でライプニッツと同様にアプリオリな前提として神の正義と道徳的秩序を想定し、悪の問題も「神の一般意志」の概念によって説明しつつも（だからこそ恐怖政治でさえ神の秩序の顕現とみなされる）、他方でルソーと同じように神の意志の外部において存立する人間の自由を重視し、もっぱら悪の原因を人間の自由意志に帰属させるのである。人間は「善を見、それを愛し、し

かも悪をなす」という『エミール』の一節をメーストルが好んで引用するのは、このことを示している。にもかかわらずメーストルの立場がルソーのそれと決定的に異なるのは、メーストルが悪の起源を人間の自由に戻しながらも、人間が自ら秩序を構築し悪を消滅させることができるという考えを徹底的に拒絶する点に求められる。メーストルの人間観にしたがえば、人間の意志という能力は救いがたく墮落しており悪へと傾斜するゆえ、秩序は神の「摂理」の産物とならざるをえないのである。但し、神の直接的な介入が否定されるため、人間は自らの意志を超えた知的存在に導かれつつ、いわば神の道具として「みずから知らずして」秩序を形成することになる。

以上のような摂理主義は非政治的な「静寂主義」の解釈を導くかもしれない。そして現にそうした解釈が存在するわけだが、川上君はそれがメーストルの意図にかなうものではなく、それどころかメーストル自身はそれとはおよそ異なる実践的側面を強調しているという。それは非暴力的な反革命の実現という課題とも結びつき、彼の政治思想の核をなすものでもあるが、その具体的内容については第二章以降に論じられる。第一章も後半では、以上みたような摂理観が成立するに至った過程および「慰めと政治」とい

う主題との関連でその実践的側面を述べて結ばれる。(なお、付論としてではあるが、第一章の最後にメーストルの撰理観とトクヴィルのそれとの比較論も展開される。両者は撰理を重視しながらも、政治的なものの捉え方において対照的な見方を提示する。トクヴィルは撰理によって決定されない領域が残ることを強調し、そこにおいてこそ自由と政治の存立根拠があると対して、メーストルは人間の自律性を認めず、自由さえ撰理に支配されると考える。その意味でメーストルの撰理観は徹底的に非政治的といえるわけだが、にもかかわらずメーストルがいかなる仕方でも政治の可能性を追求したかが問題とされる。それは次章以降の課題となる。)

第二章では、フランス自由主義の代表的論者バンジャマン・コンスタンとの比較を通じてメーストルの政治的課題が明らかにされる。その際、考察の対象となるのがコンスタン批判をも意図しつつ著されたとされるメーストルの著作『省察』である。ここで展開される議論もオリジナリティに富んでいる。通説ではメーストルは反革命による王政復古を唱え、共和派やリベラルが共有していた「革命を最終させる」という目標を拒絶し、新たな革命(フランス革命の成果を覆すための反革命)を試みた思想家として位置

づけられる。だが、川上君は、メーストルの言説を仔細に紐解くことにより、メーストルの「反革命」が、そのような「反対の革命」(revolution contraire)ではなく、むしろ革命を終わらせるための「革命の反対」(le contraire de la révolution)を意味すると主張する。その意味で、目標においてはメーストルと共和派・リベラルとの間に共通性が見出されるわけだが、いうまでもなく「革命の終結」を求める根拠や理由づけや方法は著しく異なる。そこで、第二章では、ポスト革命期の論争的コンテクストのなかでどのような主張を展開し、それがいかに彼固有の神義論と結びついた独自の政治思想と連動しているかが明らかにされる。それはメーストルの「メタポリティック」の核心に連なるロジックでもあり、川上君の言葉を用いるのであれば「反主義的政治論」という固有の政治理解に依拠するものである。その場合、政治的なものは、神の正義の肯定という前提のうえに悪の存在とその意味を認め(つまり個々の悪が全体の善の実現に寄与する)、悪の不可避性を認めつつも悪と戦うという局面にあらわれることになる。これは悪の存在意義を否定する啓蒙思想とは対極的な立場となり、政治的インプリケーションも対照的となる。というのも、メーストルによれば、悪が不可避と認めつつも歴

史を通じて徐々に形成された国制を擁護する、そして対処可能な個々別々の悪と可能な限り戦うという自身のアプローチは、すべての悪の撲滅を目指し国制ひいては神の創り出した秩序としての世界そのものを否定するフランス革命と共和政（これらは「神への叛逆」とされる）の立場とは根本的に異なるからである。もつとも、このようにフランス革命と共和政を敵視しつつも、他方でメーストルは自らのメタポリティックの視点をどこまでも貫き、フランス革命、共和政そして恐怖政治さえも摂理の一部として（「神の罰」として）肯定する。（人間は革命において「ただの道具」であり、「人間が革命を導いたのではない。革命が人間を操ったのだ。」）しかるに、ポスト革命期において共和政が悪とされようとも、また君主政こそが正義になつた国制とされようとも、歴史の展開そのものを神の摂理として受け入れるゆえ、（亡命貴族の唱える）共和政に対する軍事的な反革命には断固として反対するのである。共和政は、人間が意図的に介入せずともいずれ自然消滅し、君主政の復活とともにより大きな善が実現するだろう。こう主張するメーストルは、現に存在する共和政を必要悪としてその意義さえ認め、さしあたりはそれを消極的に支持するのである。

それでは、こうした摂理主義の一体どこが政治的なのだろうか。これはむしろ「反政治的」にして（一部の論者が指摘しているように）静寂主義的なのではないだろうか。川上君はあくまでもメーストルの思想の政治性を強調し、次のように述べる。「メーストルがこのように悪を受容するのは、政治を拒否しているからではなく、むしろきわめて政治的な仕方であらうと対峙しようとするからである。メタポリティックは、政治を超えることによつて政治的であらうとする態度なのである」（五〇頁）。つまり、摂理主義的な立場から、悪を不可避的に含む世界と和解を求め、革命のような一見した無秩序のなかにも神の定めた秩序と正義が存在することを認め、そこに希望を見出すことにより、悪を直視しつつも悪に立ちむかうことが可能になるといふのである。これはつまり、政治の次元から一旦脱却し、非政治的な神的視座を獲得し摂理に希望を託したうえで、再び世界に内在する悪と向き合い、それと戦うという政治的行爲に立ち返る、そしてその政治と非政治との往復運動を繰り返すという意味での政治性なのである。

第三章では、革命に続いて戦争という主題をメタポリティックとの関連で解釈しようと試みる。ここでも川上君は従来のメーストルの戦争解釈を相対化し、その戦争論の真

の狙いは戦争の抑制であり、その意味でカントおよびコンスタンと共通している部分があると述べる。カントについては、戦争が平和実現のために一定の役割を果たすとする撰理観を提示する点においてもメーストルと奇妙な符合を示しているとされる。にもかかわらず、メーストルがカントともコンスタンとも異なるのは、カントもコンスタンも近代において戦争が時代遅れとなり商業の精神に支えられた平和が遅かれ早かれヨーロッパ圏で実現すると考えたのに対して、メーストルはむしろ戦争は常に遍在し、近代において一層激しくなると考えた点である。しかも、こうした立場は、一方で、革命の場合と同じようにメーストル固有の撰理観に基礎づけられているのである。つまり、戦争を悪と認めそれを抑制することの必要性を唱えつつも、撰理のなかで全体の善にとって一定の役割を果たしており、その限りで意味があるとする考えである。また他方でメーストルは戦争を人間が犯す罪に対する神の「罰」として捉え、しかもその罰を受けるのがしばしば無実の人間であることを強調する。つまり、戦争は「身代わりの犠牲」をもたらすのであり、「罪人のための、罪なき者の苦しみといふ代理性 (reversibilite)」がその特徴となり原理となるのである。そして近代において戦争が絶えないどころか激化

するのは、人間による「神への叛逆」という形で罪が増しているからとされる。これは同時に啓蒙的戦争観への批判となっており、それが本格的に展開される『夜話』の分析を通じて川上君はその含意を明らかにしようとする。ここでは罪と罰の概念が撰理的視座から捉えられるが、代理性の原理を通じて罪なき者の苦しみが自らの罪として自覚されることによってさらなる悪、犠牲ひいては戦争が抑制されるロジックと心的作用が起動すると川上君は説明する。ことに戦争に関しては、戦争の罪なき犠牲者と個々人との「連帯」が平和への努力へと結びつく非合理的にして不可欠な条件となる。(なお、第三章の最後で川上君は、メタポリティックの危うさにも言及し、それは戦争抑制というメーストルの意図から離れて、戦争肯定のロジックへと転化する可能性もあると自らの考えを述べている。)

第四章から第六章までは第Ⅱ部を構成し、共通の主題は主権論である。第四章では主として『人民主権論』の考察を通じてメーストルの主権論の独自性、そしてそれがいかにメタポリティックの視座に規定されているかが明らかにされる。第五章では帝政期に著された『政治的国制の生成原理についての試論』(以下『政治的国制論』)、第六章では『教皇論』が中心的に扱われ、一方で今までと同様にメ

タポリティックないしは摂理論に基づいた視座がいかに重要であり基底であるかが論じられるが、他方で歴史的状況とそれに伴うメーストルの政治的なものについての認識の変化から、彼の政治思想（とりわけ主権論および国制論をめぐる考え）も変容していったことが明らかにされる。

前述のように、第四章では『人民主権論』が考察の対象となる。そこでは摂理論が主権論の前提をなしていることが確認されると同時に、より仔細にメーストルの国制論および君主政擁護論が検討される。その際、議論の起点となるのがボダンとルソーの主権論だが、それらとの比較を通じてメーストルの主権論の特徴と独自性が明らかにされる。またそうすることによって川上君はメーストルの主権論が伝統的な王権神授論の延長線上に位置づけられるというプランシエールのようなメーストル研究者によって支持される説を覆し、独自の解釈を提示している。それによると、メーストルは、次の前提から出発することになる。人間は本性上社会的存在であるという事実性は神が定めながらも、神自身は一般法則を定めるだけで個々別々の人間的事象に直接的に介入することはない。ゆえに、主権が神に由来するという命題と、主権が人間に由来するという命題は矛盾しないことになる。そうした前提のうえに、主権の絶対性

と専制的性格を認めつつも（また神授権論の言説に依拠しながらも）、主権的権力の事実上の抑制を求め、ある種の権力制限論を唱える。そうした主張の根底には、第一部で説明されたような自由で悪に傾斜しやすく無秩序的な人間が、神の摂理のなかでいかに秩序を与えられるかという神義論ないしメタポリティックへの信頼があるのである。そうであればこそ、人民主権を掲げる民主政はもつとも主権の制限に適さず悪のリスクを極大化するのに対して、君主政こそが権力制限を事実上もつとも効果的に実現し、結果的に臣民の自由と平等を安定的に保全するという主張が導かれることになる。ただ、川上君が強調するに、ここでの狙いは単なる君主政の擁護ではなく、「悪を内在化させた主権を不可避のものとして与えつつ、同時になお、それを制御する道をも拓く神の摂理への信頼である」（九三頁）。

なお、メーストルの『人民主権論』における批判が直接に向けられているのは一七九一年憲法であり、そこで謳われている権力分立である。川上君がいみじくも指摘しているように、ここで問題なのは権力分立そのものではない。それは憲法のなかでどれだけ声高に主張されようとも、すべての主権は理論上は絶対的・専制的で単一的であるという点は揺るがないからである。人間が自らの主権的意志や

それに由来する憲法によって人為的に主権を制限することは不可能なのである。ゆえにメーストルは、主権の意志の瞬間的な絶対性を空間的にも時間的にも超えた（そして人間の意志の産物ではない）国制としての constitution（それは君主政がもつとも優れていることを示し、究極的には撰理の働きに規定される）に事実上の権力の制限の根拠を求めらるのである。そして『人民主権論』の後半は国制のあり方に関する時間性（長期的安定性）と平均量（歴史的傾向性）を考慮した議論によって構成されるが、川上君も第四章をその議論の説明で結んでいる。

第五章では国制をめぐる議論が『政治的国制論』の考察を中心に深められるが、そこでは「正統な篡奪」というメーストル固有の考えが彼のメタポリティックとどう結びつくかが説明されると同時に、ナポレオン帝政期および復古王政期の政治の問題と対峙するなかで、いかにメタポリティックの枠組み自体が揺らぎ始めるかが明らかにされる。第一節では、『政治的国制論』が刊行されるに至ったコンテクストに触れつつ、メーストルにとって国制が人間の意志によるのではなく、撰理に導かれる歴史のなかでいわば「自然、時間、状況、つまり神」の産物としてあらわれるというメタポリティックの視座が確認される。それは「政

治的国制がアプリアに書かれ、創造されうる」という啓蒙的発想（そしてフランス革命の試み）に対する批判をも意味する。この一見バークと類似した主張が、しかしかにそれと異なりメーストル独自の思想を構成しているかが、両者の名誉革命をめぐる解釈の違いを中心に考察される。そしてそのなかでメーストル固有の「正統な篡奪」という概念が明らかにされていくのである。それは、一言でいうならば、バークが国制の連続性と相続性を強調するのに対して、メーストルが「断絶」やある種の暴力性さえも大きな撰理的な連続性のなかで捉えようとする点に求められよう。またバークとは対照的にメーストルは国制の始まりを記憶の及ばない歴史的過去の彼方に追いやるのではなく、自覚的にその成立が「篡奪」に由来することを主張する。そしてその篡奪が「正統な篡奪」と化すのは、「持続」という時間的要素によるとされる。この時間性と事実性を重視する論理からすれば、クロムウエルの統治もナポレオンの統治も持続していれば正統性を獲得したということになる。なお、こうした立場はメーストルのナポレオンに対するアンビヴァレントな態度にもあらわれる。つまり、メーストル自身はブルボン王朝の存続ないし復古を熱望しつつも、ナポレオンの統治に一定の歴史的・撰理主義的意義を

見出すようになるのである。もちろん、これはナポレオン支配に正統性を付与するものではなく、あくまでもロベスピエールと同じように「一時的な」道具的役割を与えられるにすぎず、それはメーストルのメタポリティックの一貫した政治理解にほかならない。にもかかわらず、川上君は、メーストルのナポレオンに対するアンビヴァレントな態度にメーストルのメタポリティックの揺らぎを見て取ることになる。というのも、以前のような善悪への明確な判断（既述のようにフランス革命や恐怖政治は摂理が実現するための必要悪である）から摂理主義を唱えるのではなく、「善であろうと悪であろうと、すべてはうまくいくというただの判断放棄としての摂理主義」（一二六頁）に帰結してしまうからである。こうしたメタポリティックに対する信頼の揺らぎは復古王政期に入るとより顕著となり、最終的にはその放棄へとむかうとされるが、この過程と政治的インプリケーションは第六章で詳しく論じられることになる。

第六章で中心的に扱われる著作は『教皇論』（一八一九年刊行）である。これは復古王政期に著されたものであるが、川上君はこの著作にみられる「例外」という概念に注目しながら、なぜ最終的にメーストルのメタポリティック

が挫折し、摂理主義から教皇主義への転換がなされたかを説明する。「例外」とは、とりわけ秩序維持あるいは秩序形成の局面において重要となる概念であるが、メーストルは「例外」への対処として「神的なもの」の必要性を唱えてきた。既述のように、これは摂理的なメタポリティックと整合する考えであり、彼の主権論のモチーフをなしている。だが川上君は、メーストルが『教皇論』を著すに至って、その「神的なもの」の捉え方が変化し、それがますます教皇至上主義の展開と連動すると説明する。ただ興味深いことに、川上君は、こうしたメーストルの考えをシュミットの「例外状況」論とは明確に区別し、またよくみられるルソーとの比較も避け、ロックとの比較を行うことになる。これはロックが「例外」と同時に「抵抗」についても論じているからであり、ロックの抵抗論との類似と相違を明らかにすることによってメーストルの主張がより明確化すると考えるからである。類似点は「抵抗」を「叛逆」から区別し、後者が国制の解体要因であるのに対して前者はその回復を目指すものとするところによって、「抵抗」が「叛逆」の抑止になりうると考えるところである。相違点はロックが「抵抗」を自然法に基礎づけ規範的に理解するのに対して、メーストルは事実性の領域に限定することで

ある。そして川上君が指摘するように、メーストルはこの事実性の次元を摂理論のなかに押し込めることにより、主権の専制ないし理論上の絶対性を事実としては持続的に抑制し安定的秩序を実現することができると考えたのである。

しかしながら、第六章の眼目はまさにこうした摂理への信頼、つまりメタポリティックの視座の維持が困難となっていたプロセスを示し、従来の「神的なもの」に代わるものとして教皇主義が前面に現れたことを明らかにすることである。摂理的思考の揺らぎはメーストルの時代認識の変化に求められるわけだが、それは「叛逆の世紀」が一时的なものではなく、「革命精神」や「虚無主義」もまた一定の強靱さをもって近代精神として定着していったという考えである。こうした近代精神は王政復古によっても断ち切られず、むしろ摂理的思考がますます信憑性を失っていくという事実認識の前に、メーストルはより可視的にして制度的実体を有する教皇の「解除権力」ないし「介入権」に期待することになるのである。これは近代に抗いつつもそれに屈していく「敗北」の過程を意味する。そして最後に川上君はこうした「敗北」の政治的・思想的意味を問うことは、近代という時代の特徴と困難を浮き彫りにし、また近代における宗教性の作用を明らかにする道につながる

とする。このように自らの研究の現代的意義について一言述べられるわけだが、このことは結論でさらに敷衍され、本論文は結ばれる。

三 評価

本論文のメリットは、第一に、フランス革命論から教皇論に至るメーストルの主要著作をそれらが書かれた歴史的文脈との関連で丁寧に読み解き、彼の思想の全体像を示した点にある。フランス革命論を除いて、日本語の先行研究は乏しく、著作そのものの翻訳もほとんどないことを考えれば、この点だけでも評価に値しよう。資料、文献批判を含めて、近年顕著に厚みを増しつつある仏語、英語による研究蓄積の検討も十分である。メーストルの文章は難解ではないが、日本人研究者には馴染みの薄い術語や修辭が散りばめられており、ニュアンスに富む原文を正確に理解するのは決して容易でないが、川上君の読解はおおむね的確である。(但し、フランス革命論の表題 *Considerations sur la France* を『フランスについての省察』と訳するのは、バークの *Reflections on the Revolution in France* が『フランス革命の省察』として定着していることを考えると、適切ではない。むしろ、既に定着している「考察」の

訳語をあてたほうが望ましいのではなからうか。罪と罰との比較考量に関するメーストルの鍵概念 *reversibilité* の訳語「代理性」も再考の余地がある。) とりわけ、すぐれた文章表現によって仏文学者の関心を呼ぶことはあっても、日本の政治思想研究ではほとんど論及されたことのない『サンクト・ペテルブルク夜話』の戦争論や摂理論の本格的検討は研究水準を大きく前進させた貢献である。また、メーストルの思想世界を摂理論的視座から論じた先行研究は皆無ではないものの、彼の摂理論の政治(思想)的意義をここまで深く追求した研究は存在しない。

川上君の解釈の一つの特徴は、神義論、摂理、主権などメーストルが用いる主要概念を先行理論家の理解と対比するところにある。神義論に関しては出発点であるライプニッツやポープ、リスボン大地震を契機とするヴォルテールの批判とこれに対するルソーの論駁が考察され、摂理に関してはフランス革命論との関連でトクヴィルやバークが参照される。主権に関してはむしろボダンが出発点だが、直接的にはルソーの人民主権論との対抗関係が論ぜられる。これらメーストルの政治思想の基礎概念はキリスト教世界の神学・政治論の伝統的範疇であるから、このようなアプローチ自体は決して奇異なものではない。但し、メースト

ルがそれらの概念にもちこんだ意味内容、それらの概念を関係づけて彼の描く世界像は、少なくとも近代世界のものとしては、きわめて特異なものであり、そのことはフランス革命とそれがもたらした政治社会の変動が伝統的世界像を揺るがした衝撃を考慮せずには理解できない。そのため、従来の研究はフランス革命の衝撃を受けて彼がこれらの「古い革袋」にどれほど「新しい酒」を入れたかに関心を集中し、革命以前におけるそれらの範疇をメーストルがいかなる意味で継承しているかの検討は等閑に付される面があった。その点、川上君の接近方法は、メーストルを伝統的な意味での政治思想の文脈におきなおすすめをもつといえよう。『教皇論』における抵抗権の理解に関するロックとの比較にもその点は現れている。

他方で、川上君はメーストルの高度に理論的な考察が時代の政治状況のなかで有する実践的意義や党派性にも注目している。フランス革命の進行そのものに摂理の顕現を見出すメーストルの考察は、バンジャマン・コンスタンの総裁政府擁護論への駁論であるだけでなく、自らの属する陣営のなかで、暴力に訴えて反革命を急ぐ戦略を否定し、無作為による君主政への平和的回帰を求めるものであった。政治的軍事的に革命政府を倒し、力づくで旧体制の復元を

図るのは精神において革命と同質な「反対の革命」に過ぎず、革命精神そのものを除去して摂理に身を委ねる「革命の反対」こそが求められ、神意にかなうというメーストルの戦略を川上君は「メタポリティック」と名づけている。このような理解は、逆説に満ちてはいるが論理的に首尾一貫しているメーストルの立論の特質をよく捉えており、おそらく彼自身の意図に即するものでもあろう。サンクト・ペテルブルク時代に書かれた『政治的国制論』や『夜話』が、フランス革命によって亡命を余儀なくされたメーストル個人の辛苦の体験に裏打ちされていると同時に、アレクサンドル一世治下のロシアの政治状況に深く関わっている点についても、川上君は的確な考察を加えている。

川上君はメーストルの思想的営為の一貫性を摂理ないしメタポリティックという概念を手掛かりに明らかにしている一方、メーストルの時代認識の変化、そしてそれに伴う思想の展開についても説明している。これが「摂理から教皇へ」というテーゼで説明されるのだが、このようにメーストルの思想にある種のケレレがみられ、それが『教皇論』で示されているような考えに収斂していったという解釈は川上君独自のものであり、高く評価されるべきである。また、独自性という意味では、『省察』におけるメースト

ルの反革命概念がコンスタンの反革命批判に対する応答であったという指摘も重要である。事実、今日欧米で最も注目されているメーストル研究者の一人であるカロリーナ・アルメンテロス博士は、昨年来日した際に、川上君のこの指摘を重要な発見として評価している。(なお、同博士の *Journal of Political Science and Sociology*, no. 14 掲載の論文では、メーストルにおける「休息」(repos) 概念への注目を促されたとして、川上君に対する謝辞が記されている。)

以上から明らかのように、本論文は構想力、理論構成、独創性の点において非常に優れており、メーストル研究の進展に大いに貢献している。しかもそのレベルは国際的水準に達しており、いずれ川上君がフランス語や英語の論文を発表することによって欧米でも一定の注目を受けることになったとしても不思議ではない。だが、そうした評価がある一方で、問題や課題がないわけではない。以下、それらを指摘する。

まずは、いささかテクニカルないし形式的な点であるが、本論文でルゼニマルネジアに言及がなされる際、ルゼニマルネジア本人の文献が参照されるのではなく、二次文献を

介した孫引きとなっている。ルゼニマルネジアの文献が日本で入手困難なことを考えれば、これはある程度仕方ないのかもしれない。しかし、ルゼニマルネジアの思想をめぐる多様な解釈が存在することに鑑みれば、やはりコンテクストの再現を試みるなかで、原書にあたるべきであろうし、またそうすることによって新たな発見も期待できるのではないか。これは今後の課題としてもらいたい。

より本質的な問題は、神義論と摂理概念を軸とした解釈枠組みに関わる。周知のとおり、摂理の概念はキリスト教世界においてこの上なく伝統的な観念であり、人間を自由な主体ではあっても、究極的には神の手に操られる道具と捉える見方もそれ自体はなんらメーストルに特異なものではない。だからこそ、フランス革命が勃発すると、さまざまな立場の思想家が摂理に引照してこれを理解しようとした。但し、その際、気をつけるべきは、この伝統的な神学的概念がすでに一八世紀の理神論的世界のなかに組み込まれていたということである。人間はこれを理性によって理解でき、だからこそ、摂理の支配は世界に対する神の祝福のあらわれとされたのである。ニュートン物理学が示した自然法則それ自体が神の摂理とされ、摂理の概念がかつて有していた、人間の理性的認識を超える非合理的な側面が

極小化したことこそ一八世紀の著しい特徴である。フランス革命を契機に摂理の概念は自然法則よりも歴史法則と歴史事象の理解にあたって参照されることになるのは、本論文でメーストルと比較されているトクヴィルだけでなく、パークやギゾー、あるいはヘーゲルの歴史哲学にもみられるとおりである。その際、歴史における摂理とは何よりも歴史の一般的趨勢と理解され、したがって人間の理性的認識の対象とされた。もちろん、歴史における人間の行為がすべて合理的に説明されるわけではないから、「理性の狭知」(ヘーゲル)のような発想は不可欠だが、全体として歴史の合理主義的理解が一九世紀の主潮となったことは疑えない。デモクラシーの進展を神の摂理とみるトクヴィルの観点も、認識論的には一八世紀以来の理神論の世界のなかにあることは明らかである。

このような一般的趨勢のなかにおくとき、メーストルの摂理概念の特異性は著しい。それは奇跡、革命、戦争といった、自然や歴史の通常の運行に対する「例外状態」にこそ摂理の直接の顕現を見出し、したがって人間の通常の理性的把握を超えるものとされるからである。もちろん、本論文がいうように、メーストルはこの世界全体を神の摂理の所産とみなしているが、摂理の認識論においてトクヴィ

ルその他の一九世紀の歴史家との相違は大きい。この点が人間の自由と政治の領域をどこまで認めるかの相違に関わってくるのは、川上君の指摘のとおりだが、それ以前に、メーストルの摂理観そのものの特異性をより明確に論じる必要があったのではなからうか。

神義論という神学の伝統的範疇も一八世紀の啓蒙の世界においては合理的な人間観と世界像に親和的なものになりつつあった。この言葉を発明したといわれるライプニッツの神義論は、マックス・ヴェーバーの宗教社会学の概念を用いれば、典型的な「幸福の神義論」(Theodizee des Glücks)であり、これを批判したヴォルテールやそのまた批判者であるルソーにしても、人間存在自体を根本的に非合理的なものとみたわけではない。これに対して、メーストルの神義論は原罪を強調し、無辜の者の犠牲と贖罪によってのみ人類は救われるという極度に非合理主義的な世界像を呈示したユニークなものである。しかしながら、そうした非合理的世界全体をそのまま神の定めとして受け入れよというのがメーストルの最終的メッセージであるとするれば、彼自身の神の義への信仰にもかかわらず、それは極度のシニシズムといわざるをえない。世界に苦難は満ち溢れているという認識に立ちつつも、苦難に耐える人びとに

救いへの道を示し、希望と勇気を与えるという意味での「苦難の神義論」(Theodizee des Leidens)とはいい難い。

川上君はメーストルの神義論をライプニッツ以来の理論枠組みのなかで検討し、カトリックのより正統的で穏健な立場にひきつけて理解しようとするあまり、過激なまでにシニカルではあるが、独創的で刺激に満ちたメーストルの思想をいくらか平板化してしまったのではなからうか。

同種のことだが、政治理論的な考察としては極めて興味深い記述となっているものの、いささか舌足らずで、しかも本論での考察から論理的に帰結するとはいい難い。「結論」部の記述についても指摘できよう。川上君の意図するところが近代政治思想にしばしば見受けられる理性への過信とその政治的帰結としての、たとえばハイエクなどが批判する「設計主義的合理主義」の限界という問題を先駆的な形で洞察していた思想家としてメーストルを捉えなおすことにあるのは先述したが、それは理性と情念、認識と信仰告白、内在と超越という、宗教と政治を裏支えする二項的対抗軸のなかで、その両義性の緊張に耐え抜くことによってはじめて可能になるもののはずである。しかるに「ある場合は、革命への憎悪が過剰となり、別の場合には、悪を神の意志として受容する摂理性への傾きが過剰になる」(一

四九頁）と川上君自身が認め、最終的にこの両義性を教皇

のなかに解消してしまったと川上君も評するメーヌストルの思想に、両義性の緊張を耐え抜くという役割を期待するのは「ないものねだり」になりはしないだろうか。しかしおそらくこの点は本論文の欠点とも言えないであろう。むしろこの問題は本論文の「結論」部分で付け足し的に言及されるような軽々しいテーマではなく、まさに川上君も見抜いているとおり、そもそも西欧近代における政治がほかならぬ神義論との闘いであったという点に着目するなら、川上君が今後一生をかけて追求していかなくてはならない壮大な発展的テーマを予兆させるものである。その意味では今回の博士論文は、その壮大なプロジェクトの序章として位置づけることもできようし、本報告で呈した若干の批判と疑問にも川上君は今後の研究のなかで必ずや答えを出してくれるものと期待できる。

以上のように問題や課題は残るものの、全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文が頗る独創的かつ国際的水準にかなった内容を有していることは既に述べたとおりである。

特別記事
したがって、審査員一同は、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、そ

の旨をここに報告する次第である。

平成二三年九月二〇日

主査 慶應義塾大学法学部教授 堤林 剣
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学法学部教授 萩原 能久
法学研究科委員

副査 早稲田大学教育・松本 礼二
総合科学学術院教授